別紙２

委員案１

４．協働の範囲

協働の範囲とは、市民、地域組織、市民活動団体、事業者等が取り組む**公益性のある活動と行政が行う事業が一致している範囲**のことです。

市民と行政の関わり方は、図２のように「①市民主体」から「⑤行政主体」までの範囲が考えられますが、このうち、市民と行政の活動が重なり合う「②市民主導」から「④行政主導」までが協働の範囲の基本となります。

図２では、無着色の部分が多ければ市民主体の活動となり、着色の部分が多くなればなるほど行政主体の活動となります。

◆市民と行政の関わり方のイメージ（図２）

行政との協働の範囲

	① 市民主体 （市民の責任と主体性により行われる）	② 市民主導 （市民の主体性のもと行政と協力して行われる）	③ 双方対等 （市民と行政がそれぞれの主体性のもと協力して行われる）	④ 行政主導 （行政の主体性のもと市民の協力を得て行われる）	⑤ 行政主体 （行政の主体性のもと市民の協力を得て行われる）
	例） ・私益な活動 ・親睦活動 ・特定の価値観を普及する活動	例） ・地域自治活動 ・地域活性化事業 ・地域課題の発掘 ・地域イベント	例） ・高齢者の生活支援、子育て支援 ・防犯、防災、環境保全 ・イベント、まつり	例） ・審議会、委員会 ・公共施設管理運営 ・パブリックコメント ・アンケート調査	例） ・許認可 ・行政処分 ・公権力の行使（税の賦課等）
実際の具体例		・にこりparkおさがりひろばの後援	まちづくり実行委員会	ファミリーサポート事業	